無断複製・転写・頒布等を禁じます

権利関係⑯
区分所有法

○×式確認問題
【問題】

＊　解答をするときは、必ずどこで判断したかを、下線を引くなどして明確にチェックを入れて、正誤判断をすること。不明なところは？マークを入れておくと後から復習しやすい。

1　　敷地利用権が数人で有する所有権の場合、区分所有者は、規約に別段の定めがなくても、その有する専有部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することができる。

2　　集会において、管理者の選任を行う場合、規約に別段の定めがない限り、区分所有者及び議決権の各４分の３以上の多数で決する。

3　　建物の区分所有等に関する法律によれば、管理組合の構成員となることは、強行規定であり、任意加入、任意脱退は許されない。

4　　管理者は、少なくとも毎年１回集会を招集しなければならない。そして、集会の招集通知は、会日より少なくとも２週間前に、会議の目的たる事項を示し、各区分所有者に発しなければならない。但し、この期間は、規約で伸縮することができる。

5　　区分所有者の５分の１以上で議決権の５分の１以上を有するものは、管理者に対し、会議の目的たる事項を示して、集会の招集を請求することができるが、この定数は、規約によって増減できる。

6　　建物の管理に要する経費の負担については、規約で定めることができ、規約の設定は、区分所有者及び議決権の各過半数による集会の決議によってなされる。

一般社団法人リアライズ

無断複製・転写・頒布等を禁じます

7　占有者は、建物又はその敷地若しくは付属施設の使用方法につき、区分所有者が規約又は集会の決議に基づいて負う義務と同一の義務までは負わない。

8　規約の保管場所は、建物内の見やすい場所に掲示しなければならないが、集会の議事録の保管場所についても掲示をしなければならない。

9　区分所有法第62条第１項に規定する建替え決議は、規約で別段の定めをすれば、区分所有者及び議決権の各５分の３以上の多数により行うことができる。

一般社団法人リアライズ